

9 個別的な指導

○ 個別的な指導の基本

- ・ 集団を基本としながら、一人一人の児童生徒の特性を考慮し、その指導が画一的なものとならないよう配慮する。
- ・ 食事の量、食べる速さ、嗜好等について個別に把握し、少しずつ根気強く改善に向けた指導を行う。
- ・ 保護者の理解と協力を得るとともに、学級担任と栄養教諭等が連携・協力を図る必要がある。
- ・ 食物アレルギー、肥満傾向、痩身願望等、専門的立場からの個別的な指導を必要とする場合には、学級担任、栄養教諭、養護教諭、学校医、保護者等の連携のもと行う。

○ 食習慣の実態と問題点の把握

- ・ 児童生徒の生活状況について、調査等により実態や問題点を把握する。

○ 家庭との連携

- ・ 指導の必要な児童生徒については、積極的に保護者に働きかけ解決を目指す。
- ・ 給食参観、親子給食、試食会等を通し、児童生徒の給食の様子、偏食等の実態について知らせ、改善に理解や協力を呼びかける。

○ 関係職員等との連携

校長、教頭	指導体制の整備と指導方針の決定、指導状況の把握 該当児童生徒及び保護者への声かけ
学級担任	毎日の学校生活の中での一人一人の児童生徒の健康状態の把握や個性の把握 給食時における児童生徒の実態把握と指導 保護者との連絡調整
養護教諭	健康診断結果や健康カードから健康に問題のある児童生徒の把握 児童生徒に対する生活や健康相談に関する指導 保護者に対する生活や健康相談に関する指導
栄養教諭	食に関する問題のある児童生徒の把握 児童生徒に対する食習慣を含めた生活習慣や栄養摂取に関する指導 保護者に対する食習慣を含めた生活習慣や栄養摂取に関する指導 個別に対応した学校給食の提供が必要な際の献立作成
スクールカウンセラー	児童生徒に対する生活全般に関する相談や指導 保護者に対する生活全般に関する相談や指導

○ 配慮が必要となる例

- ・ 偏食傾向、少食傾向、肥満傾向、痩身傾向、咀嚼不十分、スポーツをしたりスポーツによる健康障害、食物アレルギー、その他の疾病